

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和7年6月 11 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

1件

国民年金関係

1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第2400362号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(国)第2500002号

第1 結論

平成28年4月から平成29年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 平成6年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成28年4月から平成29年3月まで

請求期間の国民年金保険料については、学生であった私に代わり母親が、コンビニエンスストア(A社B店、A社C店、D社E店、D社F店及びG社H店)又はI郵便局のいずれかにおいて、納付書に現金を添えてまとめて納付してくれた。

請求期間の国民年金保険料が未納と記録されていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間に係る国民年金保険料については、母親が、母親の預金から現金を引き出し、コンビニエンスストア又は郵便局で納付書に現金を添えてまとめて納付してくれた旨主張し、母親の預金口座の取引明細表(写)を提出している。

しかしながら、請求者は、上記の取引明細表(写)に記載されている出金額のうち、いずれが請求期間に係る国民年金保険料を納付するために引き出されたものかは分からない旨陳述している上、母親は、当該期間に係る国民年金保険料は、平成28年中に納付したが、具体的な納付日についての記憶が明確でなく、納付した場所についても特定できない旨陳述しており、当該期間の保険料に係る納付状況が不明である。

また、コンビニエンスストアにおける国民年金保険料の納付受託の取扱いについて、日本年金機構は、コンビニエンスストア店舗にて読み込ませた領収済通知書は、3年を経過する年度末までコンビニエンスストア本部で保存することとされている旨回答していることから、請求期間に係る領収済通知書は保存期間を経過している上、郵便局(ゆうちょ銀行)において、領収済通知書に係る調査が可能な期間は、過去5年までとされていることから、当該期間に係る国民年金保険料の納付状況について確認することができない。

さらに、請求期間は、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降の期間であり、年金

記録における事務処理の機械化が一層促進され、記録管理の強化が図られた時期である上、平成 14 年 4 月以降は、国民年金保険料の収納事務が国に一元化されたことを踏まえると、当該期間に係る年金記録の過誤が生じることは考え難い。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。